

使用済み核燃料の保管

茨城県が新たな課税条例案

茨城県は28日、県内の原発などで保管されている使用済み核燃料について、新たに課税対象に加える条例案を12月県議会に提案すると発表した。東海村にある

日本原子力発電東海第二原発は、避難計画の対象となる30キロ圏内の住民が約92万人と全国で最も多く、県は

税金を避難用道路の整備などに充てたい考えた。

大井川和彦知事は同日の定例会見で、課税の意義について「周辺人口が非常に多く、安全対策にかかる負担も非常に大きい。応分の負担を事業者にも担っていただきたい。また保管されている使用済み核燃料の搬出に対する事業者のインセンティブにもなる」と述べた。税金のほか、原発などでの保管が長期化しないよ

う、課税によって県外への搬出を促す狙いがある。

条例案では、原発などを念頭に、原発などの施設内に保管する使用済み核燃料の重さに応じて課税する。

県は1999年に「核燃料等取扱税」を導入し、発電能力などをもとに原子力事業者に課税してきた。5年ごとにルールを見直ししており、今年度までの5年間の税収見込みは62億円。新たな課税によって2024～28年度の5年間で118億円を見込む。

条例案は議会の可決に加え、総務相の同意も必要になる。県によると、同様に原発などに保管する使用済み核燃料を課税対象としている都道府県は、福井、愛媛、佐賀の3県という。

(張守男)